

議 事 録

会議の名称	平成 20 年度 第 3 回 伊丹市福祉対策審議会障害者部会
開催日時	平成 21 年 1 月 19 日 (月) 10 : 00 ~ 12:00
開催場所	伊丹市議会棟 3 階 第 2 委員会室
司 会	川井障害福祉課副主幹
出席者	松端部会長、浅野委員、仲西委員、岩永委員、平野委員、大路委員、山北委員、三柳委員、氏田委員、李 (国本) 委員 (以上 10 名) (順不同) 松原審議会会長
欠席者	藤井委員、岩間委員
事務局	中村健康福祉部長、山田健康生活室長、酒井障害福祉課長、川井障害福祉副主幹
会議の成立	委員数 12 名のうち 10 名出席
署名委員	仲西委員 山北委員
傍聴者	なし
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 部会長あいさつ 2 . 報告案件 <ol style="list-style-type: none"> (1) パブリックコメント募集等に関する報告・・・資料 1 3 . 審議案件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「伊丹市障害福祉計画 (第 2 期) 」 (計画案) について・・・資料 2、3 4 . その他
備 考	

議 事 要 旨

1. 部会長あいさつ

2. 報告案件

(1) パブリックコメント募集等に関する報告

3. 審議案件

(1) 「伊丹市障害福祉計画(第2期)」(計画案)について

4. その他

報告案件

(1) パブリックコメント募集等に関する報告

事務局：伊丹市障害福祉計画(第2期)計画素案に対する意見と市の考え方(資料1)について説明

部会長：地域生活への移行に関して、国では「知的障害、精神障害の方を対象に」となっていますが、「すべての障害者を対象に」というご意見です。実際のところ、重度の方も含めてすべての方を対象に、ということですか。重度の身体障害者の方の数が増えてきたらその都度考えるということですか。

事務局：現在は重度の方を含め47の方が入所されていますが、21年度から、年に1人ずつ地域に移行していただきたいということで、計画にあげています。

部会長：「今後入所型施設は建設しない」というご意見ですが、実際その予定はありませんね。施策は地域生活支援に向かっていきますので明文化する、しないの問題ではないと思います。グループホーム・ケアホーム・アパート・公営住宅の拡充も計画に入っているので、パブリックコメントの1のご意見は内容の再確認的なニュアンスが強いですね。2のご意見は、差別や偏見の問題で、特に殺人事件などが起こり加害者に精神障害があれば、そこだけ過剰に報道される面があるので、かえって差別や偏見が強くなっているのではないかとということで、それは確かにごもっともだと思います。社会全体が不安定な状況で、不安定であればあるほど、弱者により厳しい目が向けられる傾向があると思います。決して障害者ということで事件を起こしたわけではありませんから、そういうことを含めて障害者について学び合う機会が必要だと思います。

この2つのご意見に関して何かコメントはありますか。これらの意見はネット上でオープンにするのですね。障害者の方も学校教育を終えた後、地域で生活していくわけですが、障害者地域自立支援協議会などの幅広いネットワークの構築が計画に謳われていますので、それなりの対応はなされているかと思います。

それでは、本日の審議に入りたいと思います。計画案についての説明をお願いいたします。

審議案件

(1)「伊丹市障害福祉計画(第2期)」(計画案)について

事務局：伊丹市障害福祉計画(第2期) 計画案(資料2)について説明

前回(第2回障害者部会時点)からの主な変更点(資料3)について説明

部会長：修正は全部で25箇所ですね。修正されて、よりわかりやすくなったと思います。

P69の事業削除は予算の関係上であり、ここだけが後退した部分かと思われます。

ご意見やご質問はいかがでしょうか。

氏田委員：グループホームに重度の障害者も入所できるとのことですが、そこに身体障害者も含まれるのですか。

事務局：まだ制度化がされていないので、身体障害者の方は今のところ対象外ですが、一方で国でも身体障害者の方を対象としたグループホームの制度化についての議論があります。制度化されましたら当然対象になりますが、現行のままであれば、訪問系サービスなどを活用しながら地域移行を進めていきたいと考えています。

部会長：重度の身体障害者の方の地域移行の問題もあり、その場合にはホームヘルプ等を利用しながらの在宅での生活が想定されています。そういった需要が高くなってくるとあれば、当然市としても考える方向に進むのではないかと思います。

この前のご質問で、大阪では施設入所者もガイドヘルプが利用できるのではないかとということで、確認しましたら、全身性の身体障害者の方に限り施設入所者の方でもガイドヘルプが利用でき、上限は51時間です。大阪市では障害者自立支援法が制定される前から、施設入所者の外出支援を行うことによりその方の生活の幅を広げ、地域移行につなげる取り組みを行っています。その流れもあり、ガイドヘルプが認められています。

グループホームに関しては、大阪では身体障害者のグループホームも現にあります。移動支援については、大阪市では移動支援の利用が平均25時間で1人あたり4万2,500円、名古屋では平均22時間で1人あたり4万5千円、神戸では平均16時間で1人あたり3万2千円だそうです。

その他いかがでしょうか。

岩永委員：P30の国の基本指針における目標に対する伊丹市の考え方で、伊丹市の目標値があがっていますが、国の目標よりも下回っている部分があります。この点について説明してください。

事務局：就労継続支援（A型）事業を利用する方の市の目標値が20人で国の目標の60人より低くなっているわけですが、現在、伊丹市内におきましてはA型の事業所がまったくない状況で、23年度までの3年間で60人というのは目標値としては高すぎるということで、この数字をあげさせていただいています。また、就労移行支援事業の26.2%というのは就労移行支援事業の伊丹市の目標値である85人を325人で割ったものです。

部会長：325人というのは何の数字ですか。

事務局：第1期の計画策定時における施設利用者数の合計が325人です。

部会長：この325人のうちの20%を国では見込んでいますが、伊丹市では26.2%であり、国より6.2%多いということですね。

事務局：そのとおりです。

部会長：伊丹市では就労継続支援A型の事業所がないために目標値が低いということですが、20人規模の事業所を見込んでいる形になっています。これは実際に確保できるのですか。

事務局：今はまったく予定がありませんが、市内および市外でも確保していきたいと思います。

部会長：県の数値としては、どうなっていますか。

事務局：県内では9箇所あります。阪神地域では多いほうですが、伊丹市内にはありません。

山北委員：P73の（3）制度の普及啓発等のところに、「地域住民の理解と協力を得なければなりません」とありますが、もう少し強く地域力向上について問いかけていただきたいと思います。地域住民として、地域力を高めていくにはどうすればいいか、と頭を抱えています。地域住民に主体性を持って考えていただくことが必要だと思うので、計画の推進体制のところ盛り込んでいただきたいと思います。

部会長：表現としては難しいと思いますが、障害のあるなしで線引きすると、障害のない方が圧倒的に多いわけですから、その大勢の力が必要ということですね。

山北委員：各人に地域住民としての自覚がありません。高齢者も障害者も子育て支援の問題もまとめて、行政の力を借りて解決していかなければならないと思います。

部会長：日常的にもっと関われる機会が必要でしょうね。

山北委員：いくら行政が立派な計画を推進しようとしても、市民の皆さん一人ひとりが意識を持たなければ進まないと思います。

部会長：普段からの関わりが大切で、実際に関わると従来の杓子定規な考えが変わります。

山北委員：出前講座で地域福祉について勉強をしたのですが、関心のある人しか集まりません。もっと多くの方に参加してほしいのですが、どういった方法で呼びかけていくのが最も行き詰まっているところです。

部会長：北海道の浦河町に精神障害の方が働く場があり、そこでは障害を克服して社会に統合しようというのではなく、障害があればあるままで、それでも社会で生きていけるというスタンスです。何かきっかけづくりが必要で、講座もそのひとつだと思います。積極的な働きかけと日常的に当たり前にふれあう機会がないと、差別や偏見を持っていること自体の自覚も生まれませんからね。

山北委員：小さな地域でモデル的なものができるといいのですが。

部会長：伊丹市は小地域の活動が活発なので、そこに障害のある方の問題を含めていくことができるといいと思います。

山北委員：小学校区でボランティアセンターを立ち上げていますが、まだ立ちあがっていないところもあり、地域により差があります。

部会長：一般の地域住民の方を巻き込むとなると、障害の計画だけではどうしても弱い部分がありますから、地域福祉計画や他の取り組みと併せながら考えていかないといけないと思います。

浅野委員：確かに地域での障害者への関わりとなると薄いのではないかと思います。啓発から始めていくことが必要だと思います。まずは地域のボランティアのリーダーの方に理解していただくことも大事だと思います。また、ボランティアの方が障害者の日常生活の一部を支えているという事実から、ボランティアの方の活動が大きいという認識を持っています。ボランティアの育成について、市としては計画との関係も含め、どのように考えていますか。

事務局：ボランティア関係につきましては、第2次伊丹市障害者計画で策定しております。この障害福祉計画につきましてはP3にもあるとおり、国の指針に基づいて障害福祉計画に盛り込むべき事項を中心に掲載しているということで、ご理解いただきたいと思ひます。

三柳委員：P74に人づくりについて書かれていますが、兵庫県に障害者職業センターというものがあります。その大きな事業のひとつに、地域での福祉施設における人材の育成という業務があります。そこが兵庫県における障害者の福祉に関わる人材育成の業務を請け負っている機関であるとの認識はしていただきたいと思ひます。

部会長：人づくりということであれば、地域住民の方や自治会を巻き込んだり、ボランティアの方の力を借りたり、各種専門機関の取り組みを活かしながら幅広く人づくりに取り組みます、などの記載があればいいのではないかと思います。

大路委員：P17の「障害者地域自立支援協議会を活用するなどして、しょうがいのある人の虐待防止に向けたシステムの整備に取り組みます」と書かれていますが、児童や高齢者への虐待防止も含めたシステムの整備について、もう少し具体的な説明をお願いします。

事務局：障害者の虐待防止につきましては、まだ法律が整備されておひませんが、虐待の事例が出てくれば、障害者地域自立支援協議会の中の個別支援会議で防止策を図っていかなければいけないと考えています。児童虐待につきましては、法律が制定されており、児童の施策体系の中で実施していますので、そちらを中心に進めていきたいと思ひておひます。大人と子どもの連携につきましても様々な会議を通して連携を図っていききたいと考えています。

部会長：虐待の防止は孤立しないことが重要だと思います。家族だけで孤立して誰とも接点がないければ虐待の事実があってもわからないし、孤立することが虐待を産み出す要因にもなりますので、地域や周りの人とつながっていることが大事だと思います。また、発見した時の迅速な対応も必要です。そういう意味では障害者地域自立支援協議会がありますので、各種相談機関で解決が困難な場合には、そこで協議して対応するという仕組みが動いていくと、いくらかでも改善が図られるのではないかと思います。

岩永委員：P 45 の重度障害者等包括支援の見込み量がすべてゼロとなっていますが、これは市として必要がないと思っているからですか。それとも見込むことができないからですか。

事務局：現在実績がないということと、今後につきましても把握が困難ということで、具体数は入れておりません。

部会長：これは制度設計が失敗だったと思います。事業所としては、条件が厳しく単価も安いので、取り組みにくいだろうと思います。制度の改善がされないことには普及は図りにくいと思います。

行動援護の事業所も全国的に少ない状況です。これもやはり取り組みにくいからだと思われる。

岩永委員：サービス見込み量がどのようにこの計画に位置づけられているのかを確認したいと思います。現在実績がゼロでも将来的には数を見込むものと見込まないものがあることは市としてどうお考えですか。また、計画に見込み量を示す以上はそれに伴う整備や事業所の参入などの方策がないと見込み量が達成できないのではないかと心配になります。逆に、自立支援法が見直されることにより、仮に見込み量以上に実績が動いた場合、見込み量が足かせとなり、見込み量が実績の上限となってしまわないかどうかをお聞きしたいと思います。

事務局：サービス見込み量は事業所の整備状況に拠るところがあります。また、見込み量以上に実績が増えた場合につきましては、当然利用実態に合わせた対応をしていきます。

部会長：介護保険制度ができる前は、サービス整備に関しては基本的には行政側の責任でした。しかし今は民間事業者がその役目を負っているので、民間事業者の参入意向がなければ行政ではどうにもならないことです。今、行政は必要量を見込んでいくことしかできず、権限が弱くなっていると思います。

松原会長：特に就労の場合は企業に対応してもらわなければならないので、企業にどのくらい動機を持たせるかという種類の政策を展開していかないといけないと思います。それは健常者の就労機会の拡大も含めたもので、産業の振興や雇用機会の拡大は障害者の問題だけでなく市として取り組んでいくべき課題だと思います。P5に障害者自立支援法の見直しとの関係で変更点があれば柔軟に対応する、とありますが、これは福祉対策審議会の部会で行うのか、あるいは障害者地域自立支援協会が行うのが気になります。

事務局：変更になった場合には、その変更の程度によりまして検討したいと思っています。

部会長：軽微な変更なら障害者地域自立支援協会、大幅な変更なら福祉対策審議会になりますかね。

松原会長：就労のことですが、健常者も含めてこれからの就労の在り方の大きなキーワードが2つあります。1つは柔軟性で2つは安定性です。柔軟性を持った働き方を継続していける安定性が大きなポイントとなります。そして健常者も障害者も含めた市民全体に当てはまるルールとして労働市場の健全化をめざさなければならないと思います。1自治体ではなかなか難しいかもしれませんが、新しい就労分野の開拓ということも市として掲げていかないと活性化しないと思います。

ボランティアや事業者、親の会、当事者の会などをいかに開拓し支援をするかにより、伊丹市の人的資源を豊かにしていくことができます。とりわけ障害者問題というのはサービス集約型で人手が要ります。そして専門性も加味されてきますのでNPO（特定非営利活動法人）を始めとした市民団体などをいかに支援していくかということも、これからの計画が実行性を持つためには必要なことだと思いました。

部会長：市の政策そのものの在り方の見直しが必要になってくると思います。今のこの不況が変革のきっかけになるのか、現状のまま流れてしまうのか、障害福祉行政は大きな岐路に立っていると思います。労働や産業の在り方について、この伊丹でどのように働き方や働く分野を開拓していくかを考えていかなければならないと思います。障害者の分野でも、地域で働く場、暮らす場が今のままではどうしても必要に応えきれないと思うので、そのあたりをいかに再構築していくかが大きな課題だと思います。

松原会長：この計画において市としてどうするかですが、地域移行は県の課題でもあるので、県の施策制度や担当課を十分に活用してもらいたいと思います。

部会長：地域移行に関しては、伊丹市は県内全体でかなり先行していると思います。ただ実現できるかどうかの問題で、相当高いハードルだと思います。困難な課題を丁寧に検証することも必要ですね。

松原会長：本当はP D C Aサイクル（計画「P l a n」、実行「D o」、評価「C h e c k」、改善「A c t」をつなげることにより継続的な業務改善をしていく）が必要だと思います。数値の達成・未達成という表層的な評価だけではなく、どうしたらそれが前に進むのか、何が今阻害要因になっているのかの検討を行い、意思決定をし、アクションに結びつけていくという進行管理が今後必要不可欠になってきます。その方面では障害者地域自立支援協議会や福祉対策審議会の部会が大きな役割を果たすと期待しています。

部会長：計画を形骸化させないためにも進行管理が重要だと思います。

松原会長：P D C Aサイクルの過程で、具体的に何が欠けているのか、どこに集中的にお金を出して人手をかければ事態が好転するのかをきちんと示さないと、財政難の時代ですから、他の部局などからの支援や理解をいただくことが難しいと思います。財政的に厳しくても障害者の皆さんの地域生活への移行は必ず実施しなければいけないことを訴えていくためにも、具体的な裏づけを示すプロセスが必要だと思います。

部会長：今日は最終回ですので、皆さんに一言ずつでもご発言をいただきたいと思います。

李（国本）委員：地域移行は決して入所施設から出ることだけではなく、現在地域で暮らしている方がずっと地域で暮らし続けていけることだとの認識を持っていただきたいと思います。また、P 23 に訪問系サービスの見込み量が年に2,880時間とあり、換算すれば1日8時間ですが、日中活動の時間などと照らし合わせると実際の生活と離れてしまう数値になり、地域生活の実現と矛盾しているようにも見えますので、書かないほうがいいと思います。

部会長：現在地域で暮らしている方が施設に戻る事態にならないよう、地域生活の継続の支援を模索することが必要だということで、私も同感です。パブリックコメントでは施設をつくらないという話でしたが、国のデータでは地域移行で出た人と同じくらいの方が施設に入っていますので、施設に入らなくても地域で暮らしていけるということを謳っていく必要があると思います。また、見込み量の2,880時間については、計画に載せるとこれが上限ですよといわんばかりの印象を受けます。そのため実質的に地域生活を阻んでしまうことも考えられますが、いかがでしょうか。

事務局：決して上限ということではなく、あくまでも目安です。1日8時間というのは、日中活動も併せて利用していただくということで想定しております。

部会長：目安として示しておき、さらにサービスが必要な方については障害者地域自立支援協議会の中の個別支援会議などで検討が図られるといいと思います。

平野委員：伊丹市では障害児と障害者で施策が分かれています。幼い頃から育っていく過程を地域で見守っていくようにしたほうが、障害への理解が深まると思います。施策が分かれていることによって、つながりがなかなかできないと思います。この計画にも特別支援学校のことが書かれていますが、学校と卒業後の連携も重要で、成長過程がわからなければ就労にも結びつきにくいと思います。そこがこれからの大きな課題だと思います。P34に特別支援学校の卒業者のうち就職した人は約1割ということで、雇用・就業を強力に推進する必要があります、と記載されていますが、連携の実態が見えにくいと思います。そのあたりについて、市としてはどのように考えていますか。

事務局：P34に書かれている現状を打破し、強力に雇用や就業を推進するため、P27に記載しています。伊丹市障害者支援ネットワークを強化していきたいと思います。在学中から就労支援を推進する仕組みをつくるネットワーク機能を活用し、子どもから大人まで継続した支援を行っていきたいと考えております。

部会長：普段から団体・機関・組織同士の連携がとれていることと、個別の対応が必要だと思います。生まれてからどのような経過をたどって今日まで来ているかなどの情報を関係者で共有しないと適切な支援をしにくいということで、こういった二本立てで進めていく必要があると思います。様々な組織で現実に取り組みが動いているので、ソフトの面でいかに軸あるものとして機能していくかということだと思います。計画としてはそういう考え方が踏まえられているので、その方向性を推進していけるかが問題で、進行管理という面でも計画のチェックをして、もし推進できていないようであれば課題を見つけ、その解決方法は何であるかを模索するなど、戦略的な思考で考えないと前に進みにくいと思います。

障害児と障害者とを分けることは、国の制度の影響もあると思います。法制度上の縦割り構造を伊丹の中の取り組みでどういう方向に持っていけるかということで、これもソフト面での課題になると思います。めざす方向に動いているかを進行管理からも検証し、おかしいところがあればご発言いただいで修正をしていくことが必要だと思います。

岩永委員：伊丹市在住の障害者の方の人数を考えますと、一人ひとりの顔が見える状態で、市も把握していると思います。また、これはわずか3年の計画なので、たとえば、特別支援学校を卒業して就労するなど、サービスを利用される方のライフスタイルの変化の予測がつくはずで、そういう事実に基づく、各自の必要性に応じることのできるサービスを見込んでもらうようお願いしたいと思います。

部会長：各人の状況を把握することで、よりリアルな数値目標をたてられるということですね。

事務局：過去の実績に基づいて推計していますので、個別に積み上げると、そう大きな差は出ないと思います。確かに我々で個別のケースを把握しておりまして、その方に必要なサービスを提供することが重要だと思いますので、今後、計画の見直しやチェックの段階でそのような方法も考慮したいと思います。

平野委員：P28で同センターという表記をリサイクルセンターに変更されていますが、P39では同センターになっているので、表記を統一したほうがいいと思います。

事務局：そのようにさせていただきます。

その他

部会長：今後の予定としては、来週の全体会で今回の案を報告して審議をします。

松原会長：形としては親会議ですから審議はしますが、それぞれの部会での決定を尊重した上での、むしろ報告に近い形の会だと理解しています。

部会長：1月28日の午後2時から、今日の部会での議論を踏まえて、全体会でもう一度最終の審議をする予定です。

それでは以上で終了させていただきます。どうもありがとうございました。

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針、第5条第3項の規定により、ここに署名する。

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印